

◇ 令和6年度 保育所利用申請について

	4月		5月以降
	一次申請	二次申請	
申請締切日	令和5年11月6日(月) 消印有効	令和6年2月9日(金) 必着	利用開始前月10日 必着 (10日が土日祝日の場合は前倒し)
申請方法	郵送	窓口・郵送	
提出先	〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター宛	〒226-0013 横浜市緑区寺山町118 緑区こども家庭支援課 保育担当宛	
結果通知	令和6年2月上旬まで (郵送)	令和6年3月10日(日)前後 (郵送)	利用開始前月の21日以降 (内定者には別途電話連絡をします)
窓口申請が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 出生前申請者、障害のあるお子さん 令和5年11月6日(月)17時必着 市外施設希望者 必要書類等を各自治体に確認のうえ、各自治体が設定する締切日の1週間前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のあるお子さん 上記「申請締切日」まで 市外施設希望 必要書類等を各自治体に確認のうえ、各自治体が設定する締切日の1週間前まで 	

※ 4月二次申請以降については郵送・窓口ともに受け付けていますが、より細かいご案内ができる窓口申請を推奨しています。

★ 育児休業給付金の手続きについては、区役所では一切ご案内できませんので、勤務先の担当者またはハローワークにお問い合わせください。

◇ 保育所申請に関する注意事項

- 1 保留になった場合、利用申請は年度内(令和7年3月入所まで)有効です。
- 2 転園申請が成立した場合、元の園に戻れません

●保育施設において配慮を必要とするお子さんについて

障害や発達に心配がある、医療的ケアを必要とするお子さんの申請は事前相談が必要です。希望保育施設への見学も必要となります。施設に見学の予約をし、お子さんをお連れの上、ご見学ください。

また、申請書にお子さんの状況をできるだけ詳しくご記入ください。申請いただいた内容についてソーシャルワーカーからご連絡させていただく場合があります。

万が一、事前のご相談や申請書への記入がない場合、決定後であっても保育施設を利用できなくなることがありますので、必ず申請前にご相談ください。

◇ 4月一次申請の注意事項

- 原則、郵送での申し込みです。書類の一部が間に合わない場合でも、令和5年11月6日（月）までにそろった書類を先にお送りください。（**A**給付認定申請書、**B**利用申請書、**D**マイナンバー記入用紙は必須。期限以降に提出があった場合、一次申請の対象外となります。）
- **A**給付認定申請書、**B**利用申請書、**D**マイナンバー記入用紙以外の不足書類は令和5年11月28日（消印有効）まで受け付けます。
- 令和5年12月～令和6年3月利用開始で保育所等が内定し、その保育所等を利用する場合、令和6年4月一次の申請は取下げとなります。
- 4月一次利用調整の結果、内定した保育所等を辞退された場合、原則、二次利用申請はできません。次回申請が可能になるのは、令和6年5月利用開始分からとなります。

★希望園の追加、順位変更

11月28日（消印有効）までに、「利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書」を区役所に提出

★園の取下

12月28日（必着）までに、「利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書」を区役所に提出

★きょうだい同時に申請する場合

1つの専用封筒に、申請書類を同封して申請できます。

◇ 4月一次できょうだい別園に決定した場合

一次利用調整できょうだい別々の保育所等に利用決定となった方で、きょうだいを同じ園にそろえることを希望される場合は、二次利用調整から転園申請することができます。

申請はお住まいの区役所こども家庭支援課に改めて「申請書類一式」（保育所等所利用案内16～19ページ参照）の提出が必要です。

一次利用調整の結果から二次利用調整の締め切りまで期間が短いため、ご注意ください。

◇ お問い合わせ先

緑区こども家庭支援課 保育担当（1階13番窓口）

電話 045-930-2331